

「土砂災害特別警戒区域」などに建っている 危険住宅 の安全な場所への移転を促進する補助制度です。

○がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金制度

がけ地の崩壊等により、危険を及ぼすおそれのある区域等に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除却や新築する住宅の建設等に要する経費の一部を補助します。

○補助対象となる住宅(危険住宅)

土砂災害特別警戒区域に建っている既存不適格住宅※

※土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより、建築基準法に適合しなくなった住宅

○補助金額【除却工事費の補助限度額の増額】

補助事業	補助対象経費	補助限度額	
危険住宅の 除却事業	除却工事費	増額 木造住宅	3.6 万円/m ²
		非木造住宅	5.1 万円/m ²
	動産移転費等(引越費用、仮住居費等)	97.5万円	
危険住宅に代わる 住宅の建設、購入 及び改修事業	危険住宅に代わる住宅の建設、購入 (土地の取得含む)及び改修資金を金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額 (年利率:8.5%を限度)	一般地域	
		建物	421 万円
		土地	96 万円
		特殊土壌地帯	
		建物	731.8 万円
		土地	465 万円
敷地造成	206 万円		
		敷地造成	60.8 万円

※原則、危険住宅の除却が必須となります。

注意事項

- ✓ 申請前に必ずご相談ください。
- ✓ 予算の範囲内の補助となります。また応募多数の場合は抽選になります。
- ✓ 補助金交付決定前に、危険住宅の除却、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(土地の取得含む)または改修の契約をした場合は、補助制度の対象となりません。
- ✓ 工事完了後、実績報告書を年度内に提出する必要があります。

事業の主な流れについて

① 補助対象であるかどうかの確認

- ✓ ご自身の住宅が、土砂災害特別警戒区域内に建っているかどうかをご確認ください。

岡山県 土砂災害特別警戒区域



② 事前相談

- ✓ 制度の活用を希望される方は、岡山市住宅課に**必ず事前**にご相談ください。

③ 補助金交付申請 【申請期間:令和 8 年4月20 日~令和 8 年5月 29 日】

- ✓ 工事着手前(契約前)かつ申請期間内にご提出ください。
- ✓ 補助金交付決定後に契約、工事を行うことができます。
- ✓ 申請期間以降の申請は翌年度以降での対応になります。

④ 実績報告書 【提出締切:令和 9 年3月31日】

- ✓ 工事完了後、実績報告書をご提出ください。
- ✓ 審査後に、補助金額を確定します。

⑤ 補助金請求

- ✓ 補助金請求書をご提出ください。
- ✓ 審査後に、補助金を交付します。

お申込み・お問い合わせ

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課(本庁舎6階)
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL:086-803-1466 FAX:086-803-1879
E-mail:juutaku@city.okayama.jp

